

【パブリックコメント案】

第2次

みずなみ男女共同参画プラン（後期）

瑞浪市

平成 年 月

目次

第1章 プランの見直しにあたって

1. プランの概要と中間見直しについて	1
2. 主な見直し点について	1
3. 本市の現状	2
4. プランの基本目標と施策の展開	7

第2章 プランの体系と内容

プランの体系	9
基本目標1. 『人権が尊重されるまち みずなみ』の実現	11
課題①：人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発	11
施策1 男女共同参画に関する意識の普及・啓発	13
施策2 人権尊重、男女平等の視点に立った教育の推進	14
施策3 男女平等の視点に立った慣習・しきたり等の見直し	14
施策4 男女共同参画に関する情報収集・情報提供	14
課題②：人権擁護と配偶者等からの暴力防止への取り組み 【瑞浪市DV防止基本計画】	15
施策1 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、デートDV)の防止	17
施策2 職場などでの人権侵害(セクシュアル・ハラスメント等)の防止	17
施策3 被害者に対する相談・支援機能の充実	17
課題③：生涯を通じた健康づくりの支援	19
施策1 年代に応じた健康づくりの支援	20
施策2 性差に応じた健康づくりの支援	20
基本目標2. あらゆる分野における男女共同参画の推進	21
課題①：政策・方針等の決定における男女共同参画	21
施策1 審議会等における女性の参画の推進	22
施策2 女性リーダーの育成	22
施策3 自治会活動における女性の参画の推進	22
課題②：地域活動における男女共同参画	23
施策1 まちづくり活動等における男女共同参画の推進	25
施策2 防災活動等における男女共同参画の推進	25
施策3 環境活動等における男女共同参画の推進	26
基本目標3. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	27
課題①：仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する意識の啓発	27
施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	27

冊子の見方

- 右上に「※」印がついている用語には、後段に「用語説明」があります。
- 本プランに掲載してあるグラフや表のうち、100 分率で示したものについては、小数点第2位を四捨五入して比率を算出しているため、合計が 100%にならないものがあります。
- 本プランに掲載してあるグラフや表のうち、「資料：市民意識調査」と記載してあるものは、平成 29 年（2017 年）8月に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果です。

第1章 プランの見直しにあたって

1. プランの概要と中間見直しについて

瑞浪市では、男性、女性問わず全ての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を発揮することができる社会の実現を目指して、平成26年（2014年）2月に「第2次みずなみ男女共同参画プラン」を策定しました。期間は平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）までの10年間で、社会・経済情勢などの変化に応じて、必要な見直しを行うこととしています。プラン策定から5年が経過したことを受け、これまでの取り組みでの課題や新たな課題を取り上げ、また平成29年度（2017年度）に実施した市民意識調査の結果や、男女共同参画審議会、男女共同参画社会推進会議における意見や要望を踏まえた見直しを行い、後期5年間の計画を策定しました。

2. 主な見直し点について

後期計画を策定するにあたり、見直した点のうち主なものは次のとおりです。

①瑞浪市DV防止基本計画の位置づけ

基本目標1の課題②「人権擁護と配偶者等からの暴力防止への取り組み」の施策を、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画として位置付けます。

②瑞浪市女性活躍推進計画の位置づけ

基本目標3の課題③「働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進」の施策を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条に規定する市町村推進計画として位置付けます。

③性の多様性に関する理解の推進

近年、性的マイノリティ（LGBT）^{*}に関わる人権への理解が求められています。一人ひとりが性の多様性に対して正しい知識を持ち、偏見や人権侵害をなくすための啓発・教育を推進していきます。



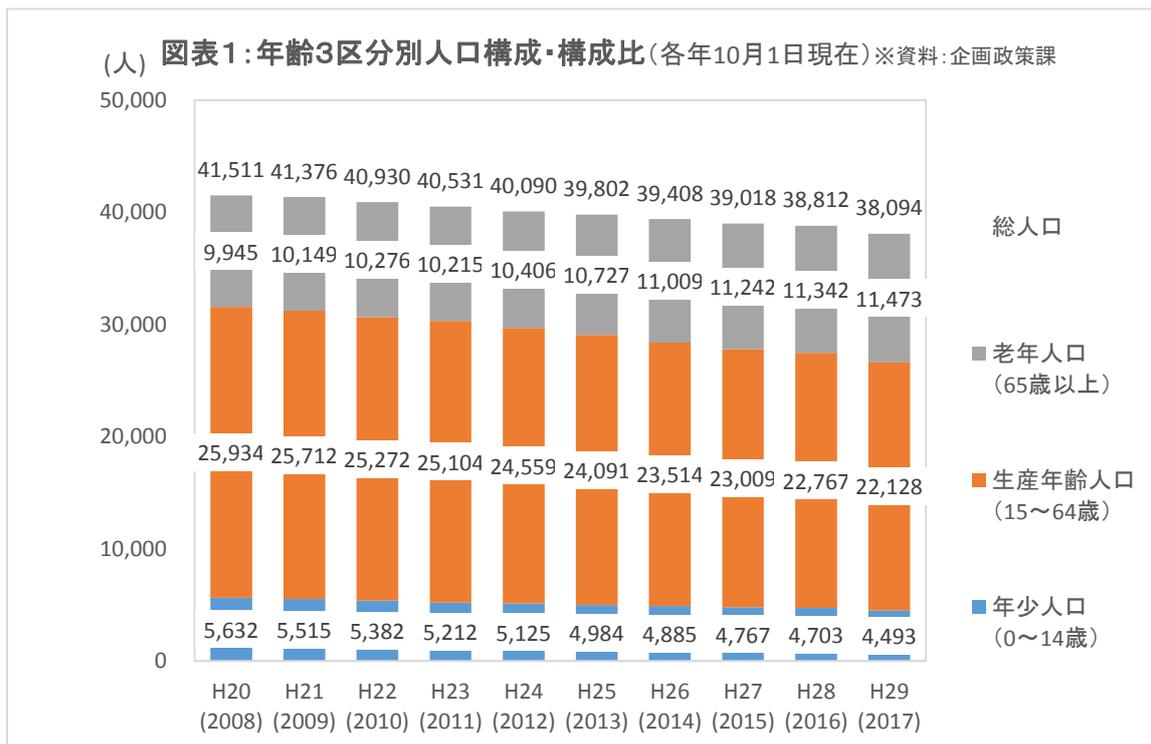
「性的マイノリティ(LGBT)」とは？
性のあり方が多数派と異なる人、性的少数者。LGBTとはレズビアン(Lesbian:女性の同性愛者)ゲイ(Gay:男性の同性愛者)、バイセクシュアル(Bisexual:両性愛者)、トランスジェンダー(Transgender:こころの性とからだの性と不一致)の頭文字を取って組み合わせた言葉で、性的少数者を表す言葉の一つ。

3. 本市の現状

(1) 少子高齢化と人口減少

①年齢3区分別人口

瑞浪市の人口は、第2次プランが策定された平成26年（2014年）から毎年減少しています。年齢3区分別の人口構成比を見ると、老年人口（65歳以上）は平成20年（2008年）の24.0%から毎年増え続け、平成29年（2017年）には30.1%と6.1%増加しています。年少人口（0～14歳）の割合は、平成20年（2008年）の13.6%から減少を続け、平成29年（2017年）には11.8%となっています。（図表1）今後も高齢化は進むと予測され、高齢化社会において男女とも生き生きと暮らせる施策の充実が課題となっています。



年	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
年少人口(%)	13.6	13.3	13.1	12.9	12.8	12.5	12.4	12.2	12.1	11.8
生産年齢人口(%)	62.5	62.1	61.7	61.9	61.3	60.5	59.7	59.0	58.7	58.1
老年人口(%)	23.9	24.5	25.1	25.2	26.0	27.0	27.9	28.8	29.2	30.1

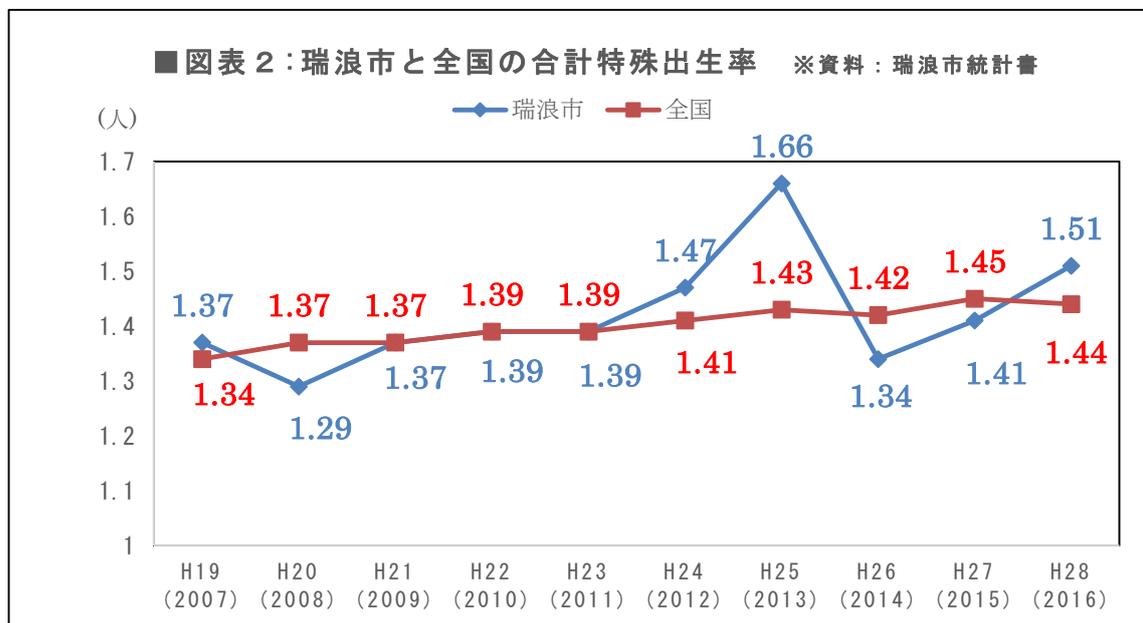
②合計特殊出生率※

一般的に人口を維持するには、出生率が一定数値（2.1 前後）を上回る必要があると言われています。しかしながら、現在の日本はこの数値を大きく下回っており、瑞浪市も同様です。将来、人口減少が加速する状況となっています。瑞浪市においても、子育て支援や少子化対策の視点からも男女共同参画を推進する必要があります。（図表 2）



「合計特殊出生率」とは？

その年の出産動向が今後も続くと仮定したときに、一人の女性が生涯に産むと推定される子どもの数。15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率（出生数÷年齢別女性人口）を合計して算出されます。



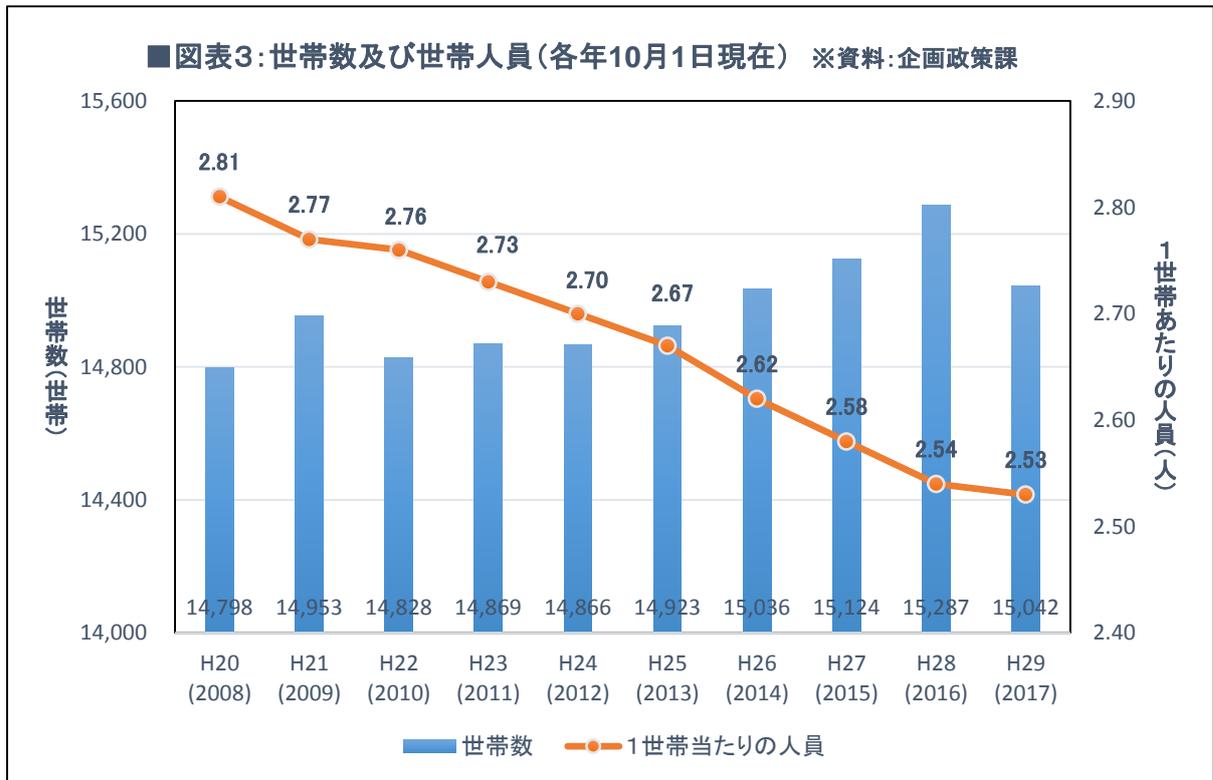
（2）世帯規模の縮小

瑞浪市では、核家族化や単身世帯の増加により、世帯数は増加傾向にあるものの、1 世帯当たりの人員は減少しており、平成 29 年（2017 年）には 2.53 人となっています。（図表 3）また、今後、高齢化が進むにつれて、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが予測されます。地域社会における家族形態の変化が進む中で地域力※を高めていくためには、男女を問わず誰もが活躍でき、居場所のある地域社会を形成していくことが重要となります。このため、様々な人が地域における意思決定システムに参画することが必要です。



「地域力」とは？

地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことです。



(3) 女性と仕事

瑞浪市の労働力率を性・年代別にみると、男性が20代後半から60代までほぼ一定の割合を保っているのに対し、女性は30代前半で一旦落ち込み、その後、30代後半から再び上昇しています。これは「M字曲線※」と呼ばれ、女性が結婚や出産、育児で仕事を中断し、子育てが一段落してから、再び働き始める特徴をあらわしています。(図表4)

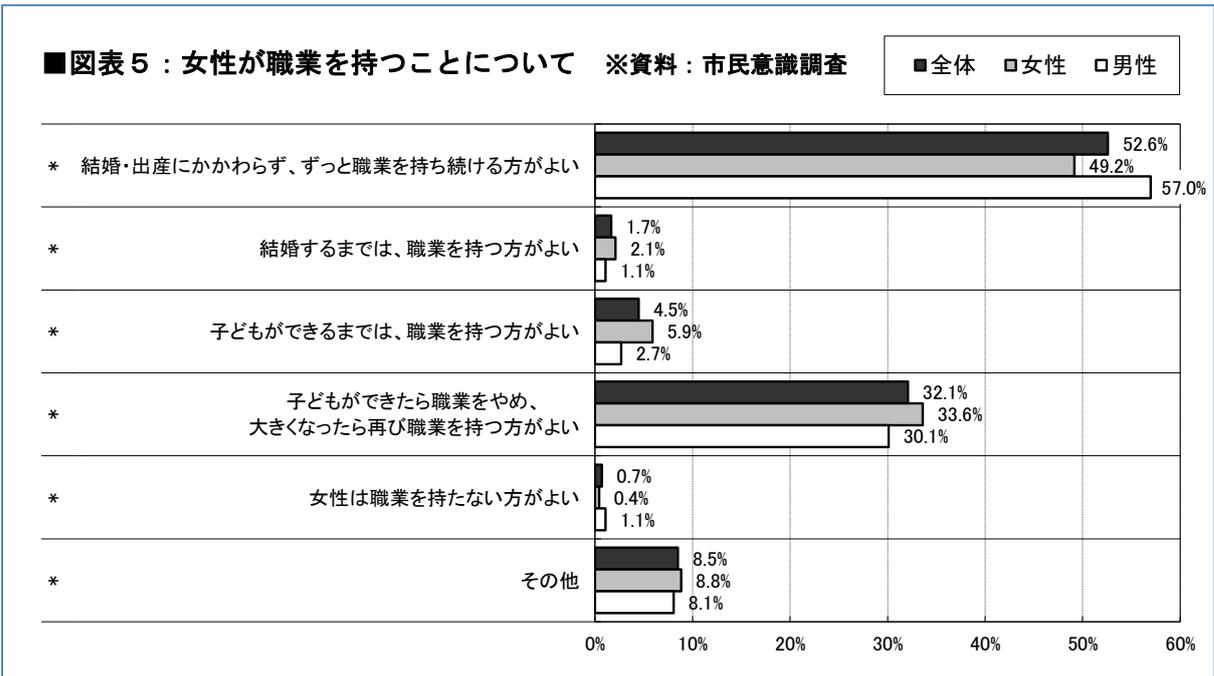
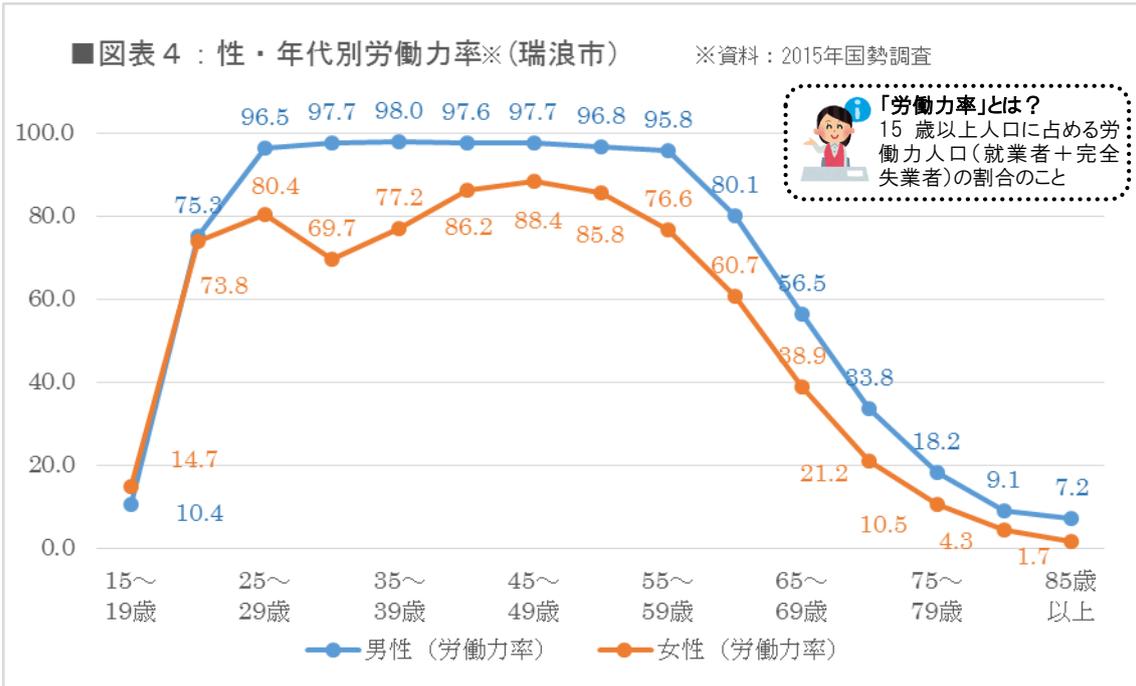
しかしながら、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果で、「結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と考える人が増加しており、今回の調査で初めて最も高くなりました。(図表5) 女性が働き続けるためには、男女がともに責任を分かち合い、仕事と生活の調和をとりながら働くことができる環境づくりが必要です。



「M字曲線(M字カーブ)」とは?

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山となる「アルファベットのM」のような形になることをいい、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴をあらわしています。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

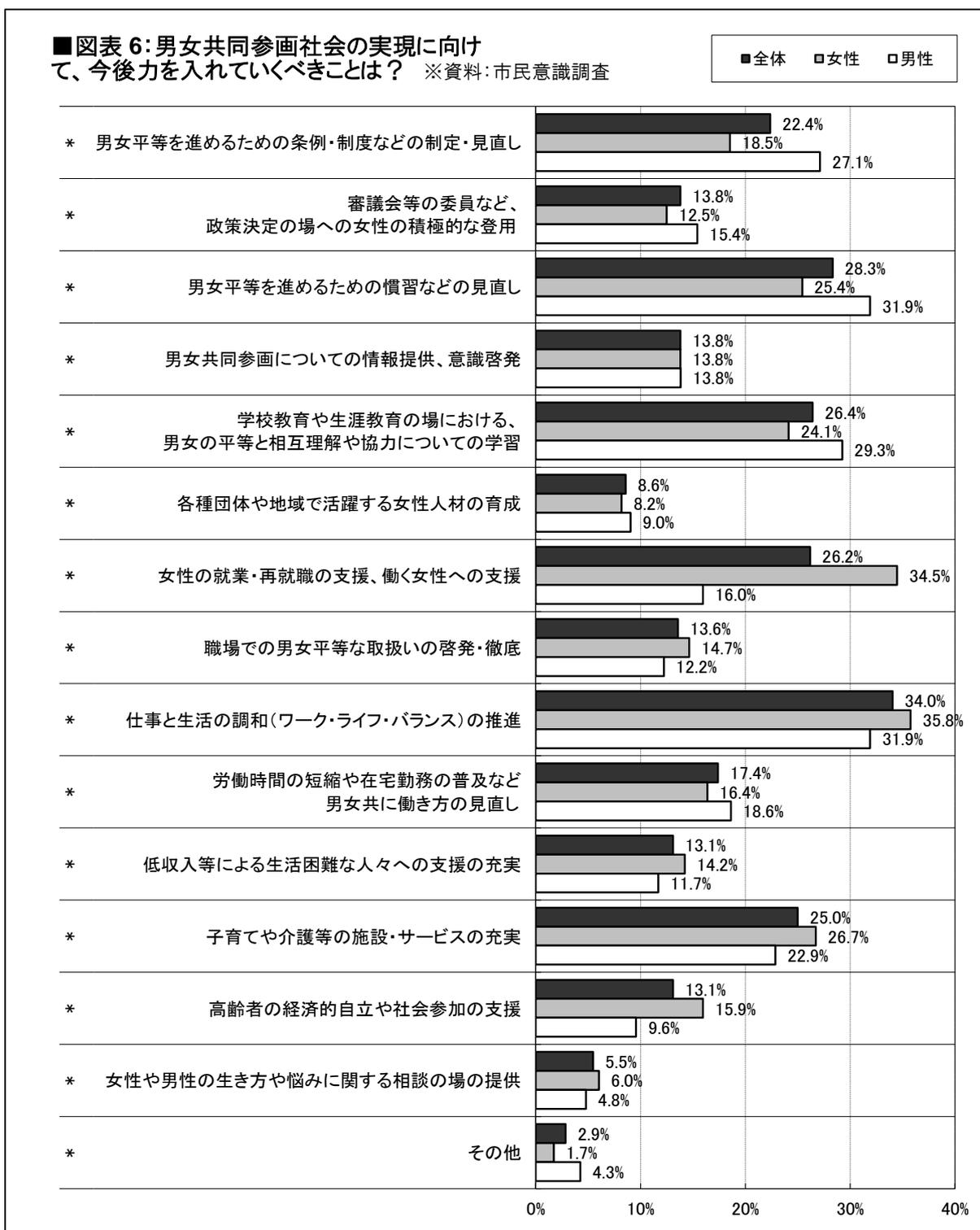




(4) 男女共同参画を取り巻く課題

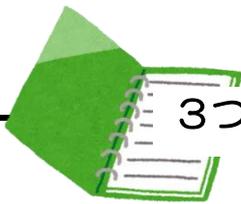
少子高齢化が進み、社会の活力が低下していく中、地域力を高めていくためには、全ての人々が喜びと責任を分かち合いながら、あらゆる場で生き生きと活躍できる社会をつくることが重要です。

市民意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて、今後力を入れていくべきこととして「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」「男女平等を進めるための慣習などの見直し」「学校教育や生涯学習の場における、男女の平等と相互理解や協力についての学習」が必要であるとの結果がでており、男女共同参画の考え方を家庭や地域、職場など、あらゆる場に浸透させていくことが必要です。（図表6）



4. プランの基本目標と施策の展開

男女共同参画をめぐる国や県の動向や、瑞浪市の抱える基本的な課題や男女共同参画の現状などを踏まえ、プランの基本理念を計画期間に具現化するため、次の3つの基本目標を立てるとともに、目標ごとに課題を明確にし、具体的な施策を展開していきます。



3つの基本目標

基本目標1. 『人権が尊重されるまち みずなみ』の実現

- ・課題①：人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発
- ・課題②：人権擁護と配偶者等からの暴力防止への取り組み
- ・課題③：生涯を通じた健康づくりの支援

基本目標2. あらゆる分野における男女共同参画の推進

- ・課題①：政策・方針等の決定における男女共同参画
- ・課題②：地域活動における男女共同参画

基本目標3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- ・課題①：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する意識の啓発
- ・課題②：家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ・課題③：働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

第2章 プランの体系と内容

プランの体系

基本目標 1.

『人権が尊重されるまち みずなみ』の実現

課題①：人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発

- ・ 施策 1：男女共同参画に関する意識の普及・啓発
- ・ 施策 2：人権尊重、男女平等の視点に立った教育の推進
- ・ 施策 3：男女平等の視点に立った慣習・しきたり等の見直し
- ・ 施策 4：男女共同参画に関する情報収集・情報提供

課題②：人権擁護と配偶者等からの暴力防止への取り組み 【瑞浪市DV防止基本計画】

- ・ 施策 1：配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス※、デートDV※)の防止
- ・ 施策 2：職場などでの人権侵害(セクシュアル・ハラスメント※等)の防止
- ・ 施策 3：被害者に対する相談・支援機能の充実

課題③：生涯を通じた健康づくりの支援

- ・ 施策 1：年代に応じた健康づくりの支援
- ・ 施策 2：性差に応じた健康づくりの支援

基本目標 2.

あらゆる分野における男女共同参画の推進

課題①：政策・方針等の決定における男女共同参画

- ・ 施策 1：審議会等における女性の参画の推進
- ・ 施策 2：女性リーダーの育成
- ・ 施策 3：自治会活動における男女共同参画の推進

課題②：地域活動における男女共同参画

- ・ 施策 1：まちづくり活動等における男女共同参画の推進
- ・ 施策 2：防災活動等における男女共同参画の推進
- ・ 施策 3：環境活動等における男女共同参画の推進

基本目標3.

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

課題①：仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する意識の啓発

- ・ 施策1：ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

課題②：家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 施策1：家庭生活における男女共同参画の推進
- ・ 施策2：子育てへの支援
- ・ 施策3：介護への支援
- ・ 施策4：高齢者への支援

課題③：働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 【瑞浪市女性活躍推進計画】

- ・ 施策1：事業者等への働きかけ
- ・ 施策2：女性の就労支援
- ・ 施策3：男性の働き方の見直し



「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」とは？

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる身体的・心理的な暴力のこと。暴力には身体的なものだけではなく、精神的なもの(心無い言動等)や性的なもの(嫌がっているのに性的行為を強要する等)を含みます。配偶者暴力防止法においては、被害者を女性には限定していませんが、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。

「デートDV」とは？

ドメスティック・バイオレンスの中でも、特に若い恋人同士の間で起きる暴力のこと。

「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」とは？

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

基本目標1 『人権が尊重されるまち みずなみ』の実現

課題①：人権尊重の視点に立った男女共同参画意識の啓発

<現状と課題・今後の方向性>

男女共同参画社会とは、全ての人々が性別に関係なく互いの人権を尊重し、あらゆる場面で個性や能力を発揮し、活躍することができる社会です。

しかし、「男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」とする）」によると、8つの分野のうち、「学校教育の場」を除く7つの分野において多くの方が「男性が優遇されている」と感じています。（図表7）

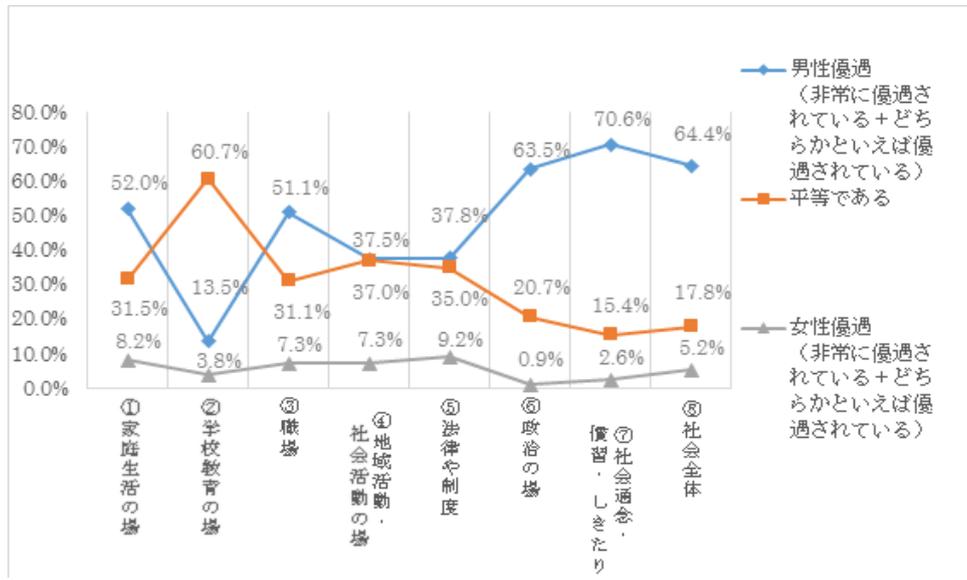
「社会全体で男性が優遇されている」と感じる理由としては、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根深いから」と回答した人が7割以上にのぼることから、「男だから」「女だから」という「固定的な性別役割分担意識」が、男女の不平等感を生む大きな要因の一つとなっていることが分かります。（図表8）

長年にわたり培われた社会通念や慣習、しきたりを改善することは、容易ではありません。しかし、第1回調査を行った平成14年（2002年）と比較すると、男女の不平等感は少しずつ改善されています（図表9）

近年、理解がもとめられている性的マイノリティ（LGBT）に関わる人権を含め、今後も市民一人ひとりに人権尊重、男女平等に関する啓発を継続し、子どものころからの男女平等教育の充実など、地道な取り組みが必要です。

■図表7：「男女平等」に対する意識調査

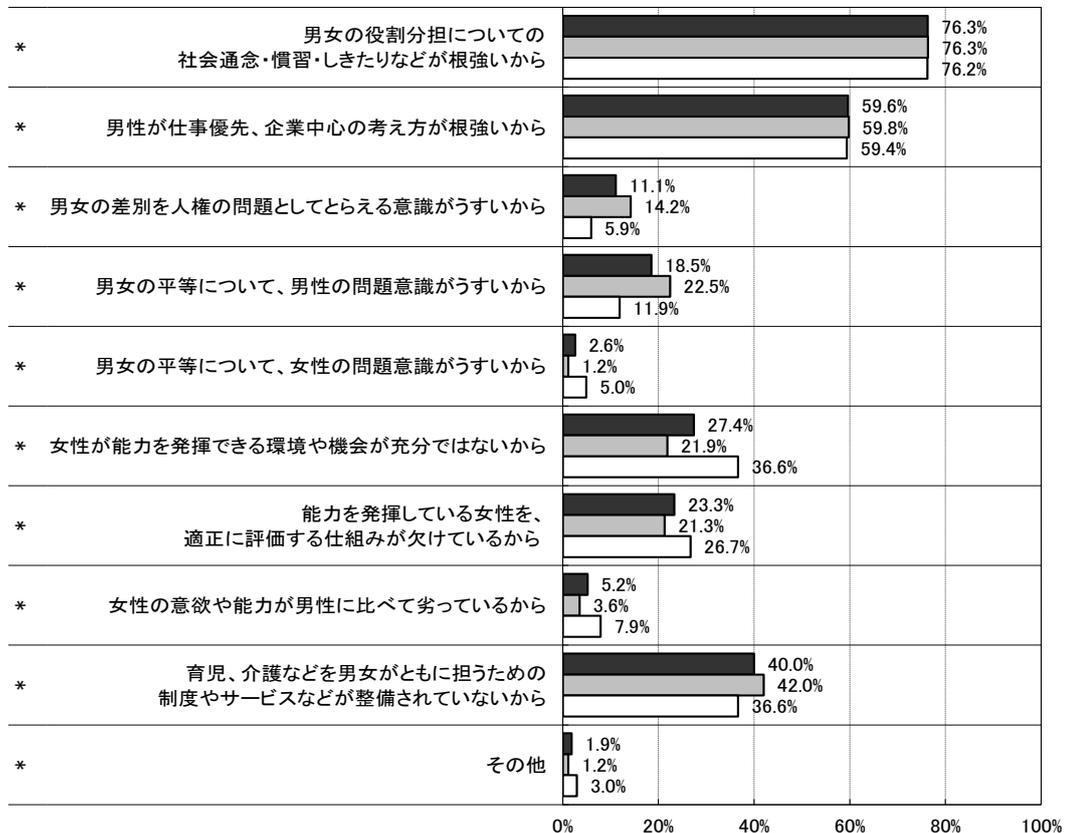
※ 資料：市民意識調査

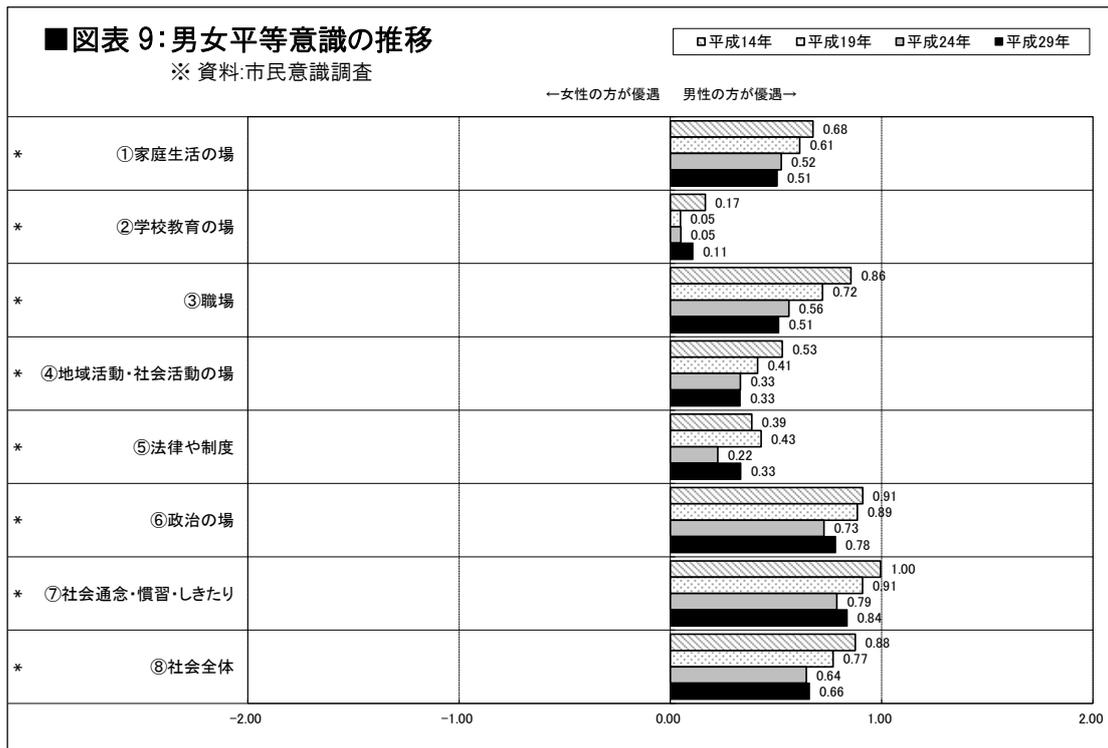


■図表8：社会全体で男性の方が非常に優遇されている、どちらかといえば優遇されていると思う主な理由

※ 資料：市民意識調査

■全体 □女性 □男性





<表の見方>

市民意識調査の回答を以下の基準に換算して、設問ごとに平均点を出してあります。点数が0に近づくほど、「男女平等である」と感じている人が多く、点数が高いほど「男性が優遇されている」と感じている人が多いことを表しています。

評価点基準	女性が非常に優遇されている	どちらかといえば女性が優遇されている	平等である	どちらかといえば男性が優遇されている	男性が非常に優遇されている
点数	-2	-1	0	1	2

施策1 男女共同参画に関する意識の普及・啓発

施策名	概要	担当課
1 男女共同参画に関する意識の向上に向けた啓発	広報紙や市ホームページ等による啓発を行い、男女がともに社会に参加し、意思決定に参画できる環境づくりに努めます。	生活安全課
2 講演会・学習会等の開催	講演会・学習会等を企画し、子育て支援サークル・NPO 団体と連携して周知を行います。	生活安全課 社会福祉課
3 男女共同参画社会推進会議活動の充実	各地区代表者が中心となり、啓発活動を行い男女共同参画を推進します。	生活安全課
4 男女共同参画プラン推進会議の実施	プランの進捗を管理し、施策の効果を検証します。	生活安全課

施策2 人権尊重、男女平等の視点に立った教育の推進

施策名	概要	担当課
1 性別にとらわれない進路学習（キャリア教育）の推進	性別にとらわれず、個性や適性に応じて、将来の職業選択や生き方等について学習できるよう進路学習（キャリア教育）を充実させます。	学校教育課 教育研究所
2 総合的な学習の時間等の充実	家庭生活や福祉等に関する体験学習や人権に関する学習の充実を図ります。	学校教育課 教育研究所
3 教育用教材や資料等の点検と活用	常に人権尊重、男女平等の視点に立ち、学校で使用する教材や資料等を点検、活用します。	学校教育課 教育研究所
4 学校における人権意識に基づいた性教育の推進	子どものころから男女の特性を正しく理解し互いを尊重しあう姿勢を身につけるよう、全小中学校で、人権尊重を基盤とした性教育を実施します。	学校教育課 教育研究所
5 保護者への啓発	学年・学級懇談会等において、家庭における男女平等教育の重要性を啓発します。	学校教育課 教育研究所
6 教職員に対する男女平等・人権教育研修の実施	男女平等や人権教育に携わる教職員の研修を充実させ、継続的に行います。	学校教育課 教育研究所
7 性的マイノリティに対する理解の推進	性の多様性について正しい知識を持てるよう、学習の機会等の充実を図ります。	生活安全課

施策3 男女平等の視点に立った慣習・しきたり等の見直し

施策名	概要	担当課
1 慣習・しきたりの見直しと意識の改革に向けた取り組み	家庭、地域、職場などにおける固定的な性別役割分担意識の見直しと解消に向け、啓発を行います。	生活安全課
2 講演会・学習会等の開催	固定的な性別役割分担意識の見直しと解消に向け、学習の機会を提供します。	生活安全課 社会教育課

施策4 男女共同参画に関する情報収集・情報提供

施策名	概要	担当課
1 男女共同参画に関する情報収集	国や県の施策等に関する情報収集に努めます。また瑞浪市民の意識と現状を把握するため、意識調査の定期的（5年ごと）に実施します。	生活安全課
2 男女共同参画に関する情報の発信	関係各課等と連携しながら、男女共同参画の啓発及び取組みに関して積極的な情報発信を行います。	生活安全課 企画政策課 各課
3 男女共同参画の視点に立った広報紙やパンフレット等の作成	男女共同参画の視点に配慮した広報紙やパンフレット等を作成します。	企画政策課

課題②：人権擁護と配偶者等からの暴力防止への取り組み

【瑞浪市 DV 防止基本計画】

＜現状と課題・今後の方向性＞

配偶者等に対する暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。親密な関係にある男女間で振るわれる暴力「ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）」には、身体的暴力のほかに精神的暴力や性的暴力、経済的暴力が含まれています。

意識調査によると、「配偶者や恋人に殴られたり、蹴られたり、突き飛ばされたことがある」と回答した人は全体の7.3%、また「したことがある」と回答した人は4.1%ありました。（図表 10）近年では、「配偶者間の暴力」だけでなく、「交際相手に対する暴力（以下デート DV という）」も問題となっています。

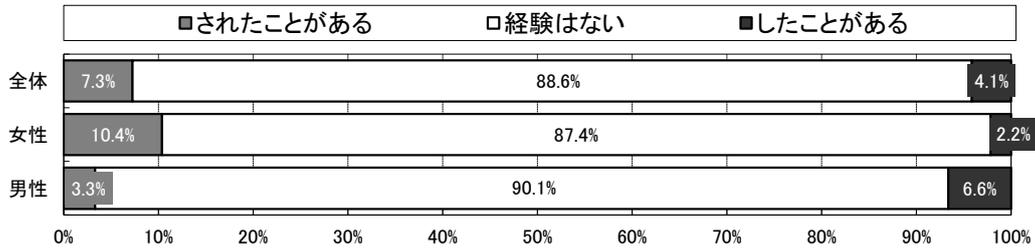
DVに関する相談は、岐阜県では平成 29 年度（2017 年度）中にのべ 3,165 件あり、その半数以上を市町村が受け付けています。（図表 11）瑞浪市（社会福祉課）におけるDV相談件数は、平成 28 年度（2017 年度）を除いて 15 件未満で推移していますが、相談内容は複雑多様化しており、支援体制の充実が必要です。（図表 12）

また、意識調査では、男女間における暴力を防止するためには、「相談者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」「家庭で保護者が子どもに対して暴力を防止するための教育を行う」などが必要であるとの結果が出ています。

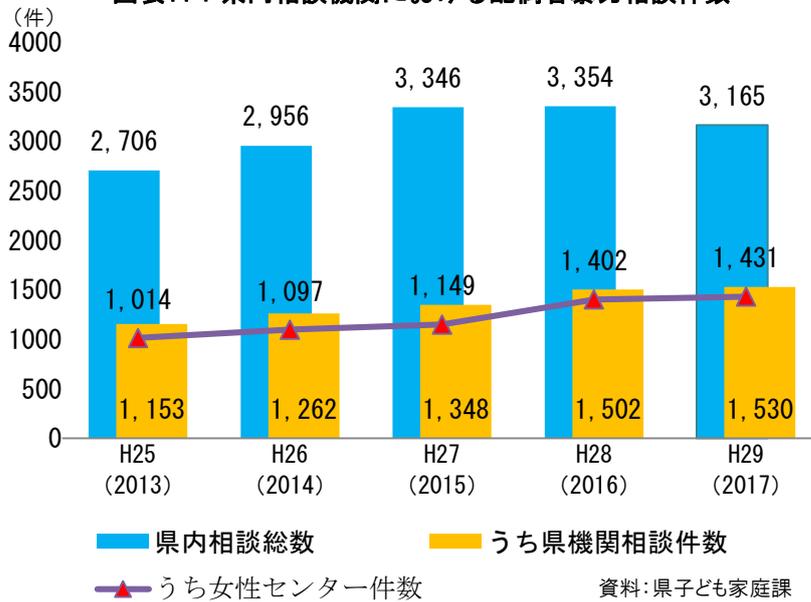
被害者が相談しやすい体制づくりを進め、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の一時保護から自立に向けた支援（生活支援や就労支援など）までの継続的な支援体制を充実させることが必要です。（図表 13）

今後は配偶者等に対する暴力の予防と根絶のため、意識啓発や情報提供、予防啓発などを行うことで、暴力を容認しない社会風土づくりに努めます。

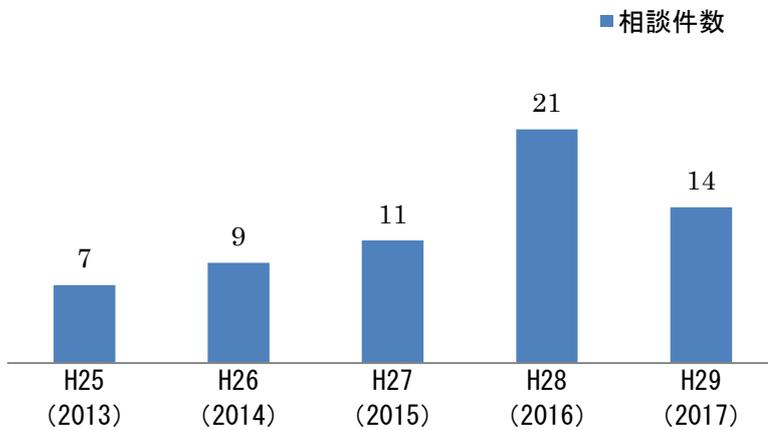
■図表 10:配偶者、恋人などに「殴る、蹴る、突き飛ばす」ことをされたり、したことはありますか? ※資料: 市民意識調査



図表 11: 県内相談機関における配偶者暴力相談件数



■図表 12: DV相談件数 (社会福祉課受付分)



施策1 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、デートDV)の防止

施策名	概要	担当課
1 配偶者等に対する暴力を許さない意識の醸成	パンフレットや広報紙による啓発、学習会の開催等により、配偶者等に対する暴力の根絶に向け、市民の意識を高めます。	社会福祉課 生活安全課
2 若年層に対する交際相手間の暴力防止に向けた啓発の推進	若年層に対する予防啓発を推進します。	社会福祉課 生活安全課

施策2 職場などでの人権侵害(セクシュアル・ハラスメント等)の防止

施策名	概要	担当課
1 事業者への啓発の推進	啓発チラシやパンフレットを配布するなど、商工会議所との連携による事業者向けの意識啓発に力を入れます。	商工課
2 市・教職員に対するハラスメント防止の啓発	職場や学校における人権侵害(セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント [※] 等)防止のため、市・教職員研修を実施します。	秘書課 学校教育課

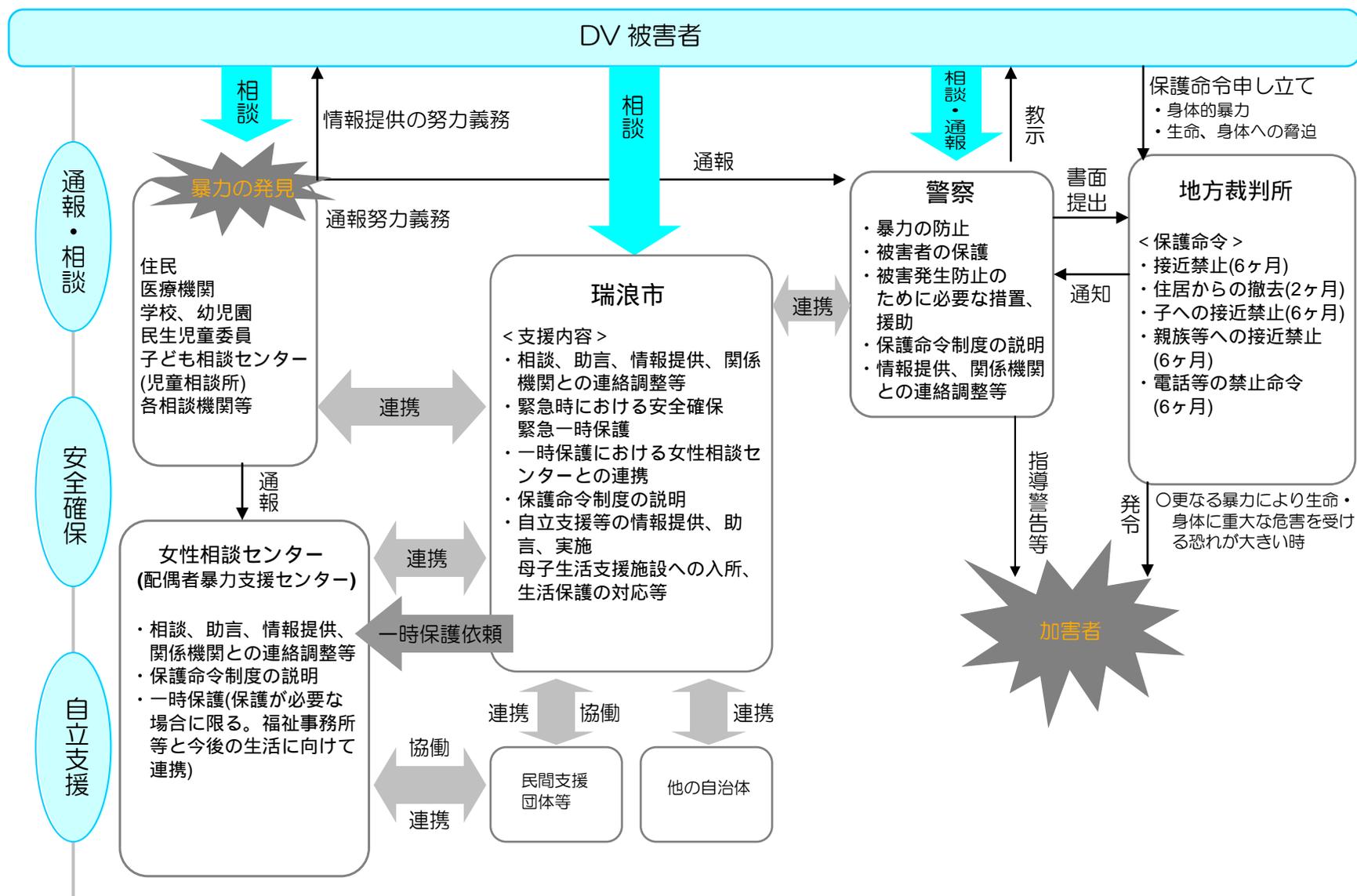


「パワー・ハラスメント」とは？
 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為のこと。

施策3 被害者に対する相談・支援機能の充実

施策名	概要	担当課
1 相談窓口の周知	広報紙、市ホームページ等を活用し、相談窓口の周知を図ります。	社会福祉課 生活安全課 商工課
2 関係課及び専門機関との連携強化	被害者からの相談を受けた場合は、速やかに関係する課や専門機関等(県や警察、病院等)に引き継ぎができるよう情報共有や連携強化に努めます。	社会福祉課 生活安全課 商工課
3 DV 被害者への支援の充実	DV の内容により、被害者を一時保護し、専門機関等と連携し、生活支援、就労支援等、自立に向けた継続的な支援を行います。	社会福祉課
4 職場のトラブル相談に関する情報提供と関係機関との連携強化	関係機関との連携を強化し、就業者への情報提供に努めます。	商工課
5 市職員に対する相談窓口の設置	掲示板等を活用し、相談窓口の周知を図ります。	秘書課

■ 図表13 : DV被害者への支援体制図



課題③：生涯を通じた健康づくりの支援

<現状と課題・今後の方向性>

全ての人があるらしく、生き生きと能力を発揮するためには、心身ともに健康でなければなりません。そのためには男性と女性の双方が互いの身体的な違いを十分に理解し、尊重しあった上で、正確な知識や情報を入手し、主体的に健康管理に取り組むことが大切です。

市民一人ひとりが、生涯を通じて、性差や健康状態、年齢に応じて、適切に自己管理ができるように、健康教育や各種健診の実施、また相談体制の充実など、総合的な健康づくりを支援していきます。(図表 14)

女性については、女性特有の検診や妊娠・出産期における母親の健康管理など、人生の各段階に応じた適切な健康づくりが大切です。(図表 15) 瑞浪市では、妊婦健康診査費用の助成や妊婦学級時の歯科健診、ハイリスク妊婦への継続的な健康支援など妊娠・出産期の健康支援のほか、子どもの健診時に合わせた母親の健康チェックなども実施しています。

また、健康づくりには、スポーツや運動による体力づくりも重要です。

スポーツや運動には、交友関係の拡大、ストレス解消などの効果も期待できることから、誰もが地域の中で気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりが必要です。

今後も市民が安心して子どもを産み、育てることができるよう、また生涯をとおして健康的な生活を送るための基盤づくりに努めます。

■図表 14 国民健康保険特定健康診査受診率 ※資料：保険年金課

年 度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
受診率	33.3%	32.7%	34.5%	33.4%	33.0%

■図表 15 健康づくり課が実施する乳がん検診の受診率（40 歳以上）

※資料：健康づくり課

年 度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
受診率	20.3%	19.5%	19.1%	19.6%	19.4%

施策1 年代に応じた健康づくりの支援

施策名	概要	担当課
1 健康診査等の受診勧奨と保健指導の実施	30歳代健診、特定健診（40歳から74歳）、すこやか健診（75歳以上）などの受診勧奨と保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化を防ぎます。	健康づくり課 保険年金課
2 がん検診の実施及び受診率の向上	広報紙での啓発、節目年齢者への通知等、受診を促す取組みを実施します。	健康づくり課
3 健康相談事業の充実	栄養相談、精神相談、健診結果等に関する相談の機会を設け、きめ細やかな対応に努めます。	健康づくり課
4 健康意識を向上させるためのイベント等の開催	健康講座や講演会等を開催します。	健康づくり課
5 健康づくりの機会の充実	スポーツ施設の整備や各種スポーツ教室の開催により、幅広い年齢層の市民に健康づくりと交流の機会を提供します。	スポーツ文化課
6 こころの健康づくりの充実	こころの健康に関する正しい知識の普及やゲートキーパー [*] の養成、「こころの体温計 [*] 」や精神保健相談等の周知、活用を進めます。	健康づくり課



「ゲートキーパー」とは？

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

「こころの体温計」とは？

携帯電話やパソコンを利用して、ストレスや落ち込み度を気軽にチェックできるシステムです。瑞浪市のホームページにて利用できます。

施策2 性差に応じた健康づくりの支援

施策名	概要	担当課
1 乳がん・子宮頸がん等がん検診受診の勧奨	乳がん・子宮頸がん検診等女性独自の健康診断の受診を広報紙、市ホームページ等で勧奨していきます。	健康づくり課
2 妊娠中の女性の健康支援	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診券を交付し、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減により、安心・安全な妊娠・出産につなげるとともに、ハイリスク妊婦には継続した健康支援を行います。	健康づくり課
3 子育て中の女性の健康支援	子どもの健診時に母親の歯科健診や血液検査を行います。母親の健康意識を高めます。	健康づくり課

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

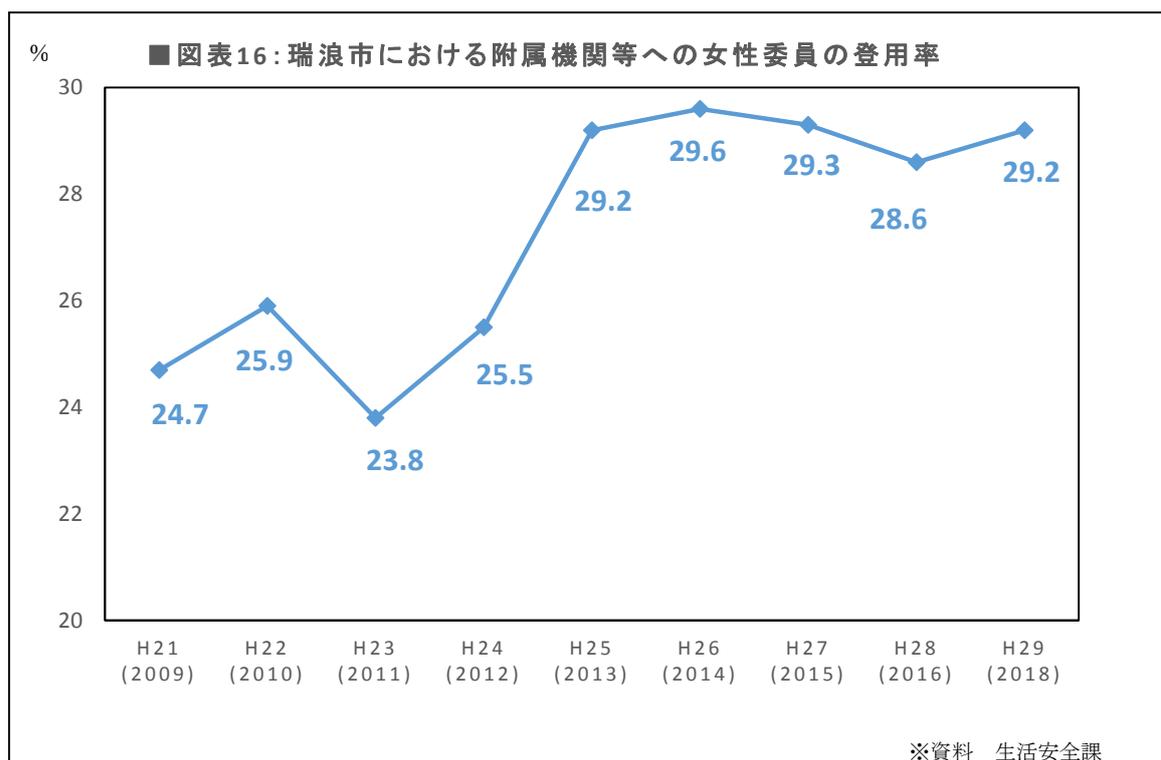
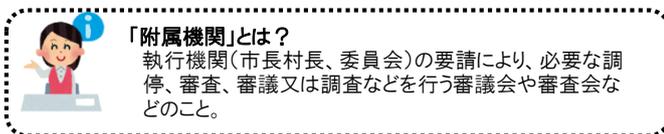
課題①：政策・方針等の決定における男女共同参画

<現状と課題・今後の方向性>

市の政策や方針は、市民一人ひとりの生活に大きな影響を与えます。政策・方針等の決定過程における女性の参画は、市民の意見を公平公正に反映するために、非常に重要です。

本市における「各種附属機関等における女性委員の構成率」は、近年29%前後で推移しており、国が目標とする「2020年までに、あらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」を達成するためには、職指定（いわゆる「充て職」）による委員選出の見直しや公募制の採用拡大、各種団体などに対する女性割合の確保に関する依頼などの取り組みを積極的に進めていく必要があります。（図表16）

また、地域においては、高齢化や過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加など、様々な変化が生じており、男女が力を合わせなければ、立ちいかなくなる状況にあります。こうした中で、地域力を高めていくためには、男女がともに活躍できる組織づくりが急務です。そのため、地域における方針決定過程への女性の参画拡大、特に自治会やまちづくり組織における女性役員の登用や自主防災組織への女性の参画を進めることが必要です。



施策1 附属機関（審議会）等における女性の参画の推進

施策名	概要	担当課
1 各種附属機関等への女性委員の登用推進	市が設置する各種附属機関等への女性委員の登用拡大に努めます。委員の職指定(いわゆる「充て職」)の見直しや公募制の採用拡大、推薦団体への協力依頼等を進めます。	企画政策課 生活安全課 各課
2 公募委員候補者名簿の活用	各種附属機関委員選出時に、公募委員候補者名簿を活用し女性委員の登用を推進します。	各課

施策2 女性リーダーの育成

施策名	概要	担当課
1 男女共同参画社会推進会議参加者の育成	会議参加者を対象とした学習会や研修を開催し、会議参加者の資質向上を図ります。	生活安全課
2 市管理職等への女性の登用推進	市女性職員の活躍を推進するため、適正な人事評価の実施により、性別によらず、能力に基づく管理職への登用を行います。	秘書課
3 女性の能力発揮を促す講座の実施	県や労働局、商工会議所等と連携して女性の能力発揮のための講座を開催します。	商工課
4 女性が能力を発揮しやすい職場環境づくりの促進	労働時間の短縮やフレックスタイム制度 [*] の導入、年次有給休暇の積極的な取得、育児・介護休暇制度の設置と利用促進、男性が育児や介護に参加しやすい職場環境づくりについて、事業者へ情報提供を行います。	商工課
5 女性のネットワークづくりの推進	男女共同参画社会推進会議、PTA 連合会母親委員会、幼児園母親学級、生活学校等の連携強化を図ります。	生活安全課 社会教育課



「フレックスタイム制度」とは？

1か月以内の一定期間(清算期間)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し、働く制度のこと。

施策3 自治会活動における男女共同参画の推進

施策名	概要	担当課
1 性別による偏りのない組織づくりの推進	自治会において、性別による役割分担をなくし、能力や個性を活かして活動に参画できるよう意識改革を進めます。地域の集まりで男女共同参画の必要性について情報提供を行う等、女性が参加しやすい環境づくりに努めます。	市民協働課 各コミュニティーセンター
2 自治会における女性役員の登用促進	自治会における女性の役員登用を促進し、女性の意見が反映されやすい体制づくりを推進します。	市民協働課 各コミュニティーセンター

課題②：地域活動における男女共同参画

＜現状と課題・今後の方向性＞

本市では「住民主体のまちづくり」の担い手として、市内8地区においてまちづくり推進組織が設立され、各地区において地域の課題解消や活性化のための活動が展開されています。しかし、人口減少や少子高齢化などの影響により、事業実施者、参加者ともに固定化傾向があり、地域力の低下が懸念されます。地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進を図り、女性の視点を取り入れたまちづくりや地域おこし、文化の伝承などを進めていく必要があります。

また、平成23年（2011年）の東日本大震災、平成28年（2016年）の熊本地震など、過去の災害対応の経験から、予防、応急、復旧、復興対策などの各段階において、男女共同参画の視点を取り入れることの重要性が、広く認識されました。中でも、避難所生活においては、専用の更衣室、授乳スペースの確保、女性のみが利用する物資の配布など、配慮が不可欠となります。こうしたことから、日頃からの男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備が必要です。

本市では、防災訓練への女性の参加は増加傾向にあるものの、政策・方針決定過程への女性の参画割合は低い水準にあります。（図表17）防災会議への女性委員の登用促進や女性の消防団員、防災リーダーの育成などに努め、女性の意見やニーズを施策等に反映していきます。（図表18）

また、市民の生活様式を環境への負荷がより小さいものへと変えていくためには、環境保全などに関する市民一人ひとりの関心を高め、身近な生活圏のみならず、より広い範囲で環境活動を行うことが必要です。しかし、環境問題に関する政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえないことから、女性の参画を進め、環境に関する女性の知識や経験などを反映した施策を展開していきます。加えて市民一人ひとりが環境に関心を持ち、行動していくきっかけづくりとして、地域清掃やマイバッグ運動など、身近な取り組みを継続していきます。

■図表 17 防災会議委員に占める女性の割合

※資料：生活安全課

年 度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
委員 数	25	25	25	25	25
うち女性委員	2	2	2	2	2
女性の割合	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%

■図表 18 防災リーダー養成講座に占める女性の割合

※資料：生活安全課

年 度	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
受講者数	23	38	19	14	28
うち女性	2	5	1	5	8
女性の割合	8.7%	13.2%	5.3%	35.7%	28.6%



「防災リーダー養成講座」とは？

災害に対する正しい知識と技能を身につけ、地域の防災活動等でリーダーとして活動する人材を養成するため、平成24年度からスタートした瑞浪市独自の講座です。

施策1 まちづくり活動等における男女共同参画の推進

施策名		概要	担当課
1	性別による偏りのない組織づくりの推進	まちづくり組織等において、性別による役割分担をなくし、能力や個性を活かして活動に参画できるよう意識改革を進めます。地域の集まりで男女共同参画の必要性について情報提供を行う等、女性が参加しやすい環境づくりに努めます。	市民協働課 各コミュニティーセンター
2	まちづくり推進組織における女性役員の登用推進	まちづくり推進組織における女性の役員登用を促進し、女性の意見が反映されやすい体制づくりを推進します。	市民協働課 各コミュニティーセンター
3	まちづくり講演会等、研修機会の充実	まちづくり講演会や研修会への女性の参加について、自治会や各種女性団体に働きかけます。	市民協働課 各コミュニティーセンター
4	地域活動、ボランティア活動への参画の推進	福祉活動や地域活動、ボランティア活動に誰もが気軽に参加できるよう、研修や活動機会の周知に努めます。	社会教育課 社会福祉課

施策2 防災活動等における男女共同参画の推進

施策名		概要	担当課
1	防災会議における女性委員の登用	防災会議委員に女性を登用し、女性の意見を防災計画や防災体制等に取り入れます。	生活安全課
2	自主防災組織への女性の加入推進	地域の防災活動に女性の視点を反映するとともに、災害時における女性の活躍の場を確保します。	生活安全課
3	女性消防団員の入団促進	地域における消防防災の中核となる消防団に女性の入団を促進し、地域の防災力の向上と消防団の活性化を図ります。	消防本部
4	防災訓練への参加促進	女性が地域防災の担い手として活躍できるよう、地域で行われる防災訓練への女性の参加について、働きかけます。	生活安全課
5	防災リーダー養成講座の開催	防災リーダー養成講座（防災士資格取得可能）を開催し、自治会、まちづくり推進組織、女性団体などに女性の参加を呼びかけます。	生活安全課
6	研修機会の充実	防災講演会や研修会などを開催し、自治会、まちづくり推進組織、女性団体などに女性の参加を呼びかけます。	生活安全課
7	男女のニーズに配慮した避難所の備蓄品の充実	防災倉庫に授乳用・着替え用などのパーテーション（間仕切り）を配備し、避難所における安全・安心とプライバシー確保します。	生活安全課

施策3 環境活動等における男女共同参画の推進

施策名		概要	担当課
1	協働による環境美化の推進	市民、各種団体、行政との協働により、土岐川河川清掃や松野湖クリーン作戦を実施し、住みよい生活環境の実現に努めます。	環境課
2	環境施策決定への女性の参画の拡大	環境審議会、廃棄物減量等推進審議会等の環境政策の審議機関への女性の参画を拡大します。	環境課
3	環境活動に係る地域リーダーの育成	市民の自主的な環境活動への取り組みを推進するため、環境活動に係る地域リーダーを育成し、市民の自主的な活動を促進します。	環境課
4	マイバッグ運動の推進	マイバッグの利用推進などにより、プラスチックごみの削減を推進していきます。	環境課

基本目標3 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現

課題①：仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する 意識の啓発

<現状と課題・今後の方向性>

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは、働く全ての人々が「仕事」と、子育てや介護、地域活動、趣味や学習などの「仕事以外の生活」の調和を図り、充実した生活・生き方を送ることです。

人によって希望する生活のバランスは異なる上、仕事を頑張りたい、出産や子育てに比重を置きたい、介護を行う必要があるなど、何を大切にするのかはその人の時間においても変化します。

意識調査で「生活の中で優先したいこと(希望)」と「優先していること(現状)」を尋ねたところ、「仕事優先の生活」を希望する人は、男女ともに低い割合でしたが、現状では「仕事を優先」している人が大変多いことから、仕事とそれ以外の生活を理想的なバランスで実現するのは、困難な状況にあることがわかります。(図表 19)

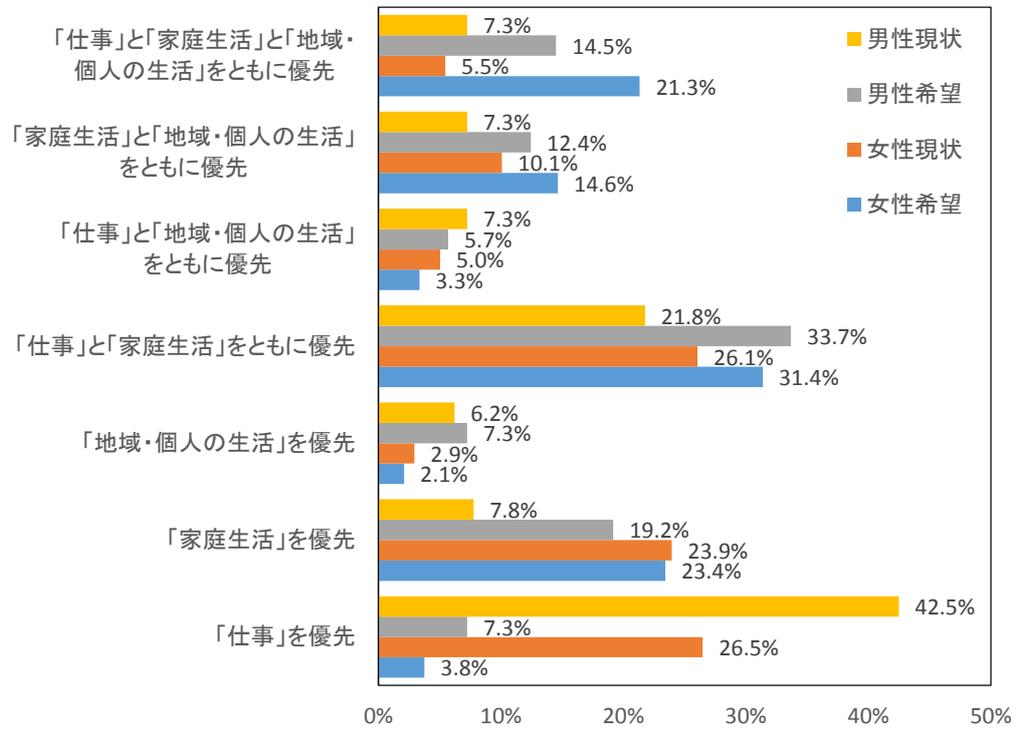
少子高齢化が進み、今後はこれまで以上に、仕事と仕事以外の役割(子育て・介護、地域活動等)の両方を担う必要のある人が増えていきます。そのため、これまでの地域活動への参加などをより重視する人などもおり、これまでの働き方の見直しや、多様な働き方への対応が模索されています。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事以外の役割についても取り組むことができるよう、仕事と生活の双方の調和に関する意識啓発に取り組めます。

施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策名	概要	担当課
1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	広報紙やホームページ、PTA 懇談会や学校からの通信等を活用し、情報提供、意識啓発を図ります。	生活安全課 学校教育課 教育研究所
2 事業者に対する啓発活動の推進	チラシやパンフレットの配布、研修・講座等の紹介など、事業者に対する啓発活動を行います。	商工課

■図表19:生活の中の優先度

※資料:市民意識調査



夫の残業が減り、家事や育児が分担できるようになって、私も仕事との両立がしやすくなったわ。



仕事帰りに学校に通って専門資格を取得。やりがいも給料もアップしました！



健康づくりや休養のための時間が取れるから、心身ともに健康に働いています。



**仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)が
実現すると…**

介護休業や介護サービスを上手に利用して、仕事と介護を両立しています。働きやすい職場でよかった！



家族との生活が充実すると、仕事もやる気が出るね。



長時間労働を改善したら、優秀な社員が介護や子育てで退職することが減って、意欲的に仕事をしてくれるようになった。就職希望者も増えました！



課題②：家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進

＜現状と課題・今後の方向性＞

かつては「夫が働き、妻は専業主婦として家庭での役割を担う」という姿が一般的でしたが、現在は「男性は外で働き、女性は家庭をまもるべき」という考え方に賛成しない人の割合が、男女ともに過半数を超えています。（図表 20）しかし、「男性の家事や子育て、介護、地域活動への参加を進めるために必要なこと」を尋ねる設問では、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」「男女の役割分担についての社会通念、慣習などを改めること」を挙げる人が多いことから、固定的な性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」は、いまだに根強く残っていることがうかがわれます。（図表 21）

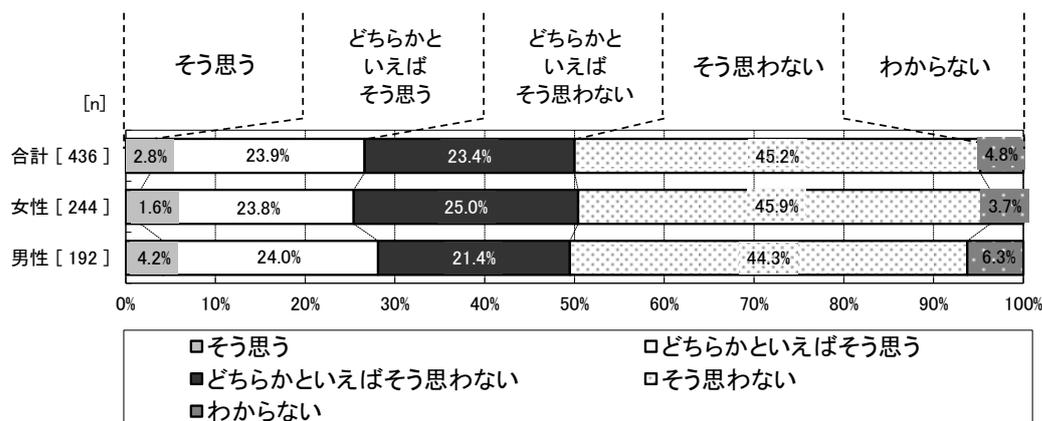
子育ての分野においては、核家族化やひとり親家庭の増加などの社会環境の変化により、育児の孤立化も心配されることから、社会全体で子どもを産み育てやすい環境を整える必要があります。

瑞浪市では、育児の責任や喜びを男女がともに分かち合うために、男性の積極的な育児へのかかわりを支援しています。妊娠期の両親学級では、父親と母親がそろって参加する機会を提供することで、男性が父親としての自覚をもち、育児に主体的に参加する意欲を高めることや、育児中の家庭同士の交流を促進しています。また、保育サービスや地域子育てサポートシステムの充実など、「子どもの健全育成」と「女性の就労や社会参加」との両立を支援する取り組みに力を入れています。

介護の分野においては、高齢者世帯や独身者の増加、同居家族の減少など、家族の形態も大きく変化し、家庭内に介護の協力者がいない状態で、男性が介護の担い手にならざるを得ない場合も増えています。そのため、介護に必要な心構えや知識、技術を学ぶ機会、また介護者同士の交流の場を設け、男性の参加を促していきます。また、孤立しがちな介護者への支援や相談体制の充実などの取り組みに力を入れる必要があります。

加えて、高齢者が健康で生き生きと生活するための支援も重要です。高齢者が自身の健康管理に取り組み、健康で自立した生活を少しでも長く継続できるよう、介護予防教室や生活支援サービスの充実を図る必要があります。

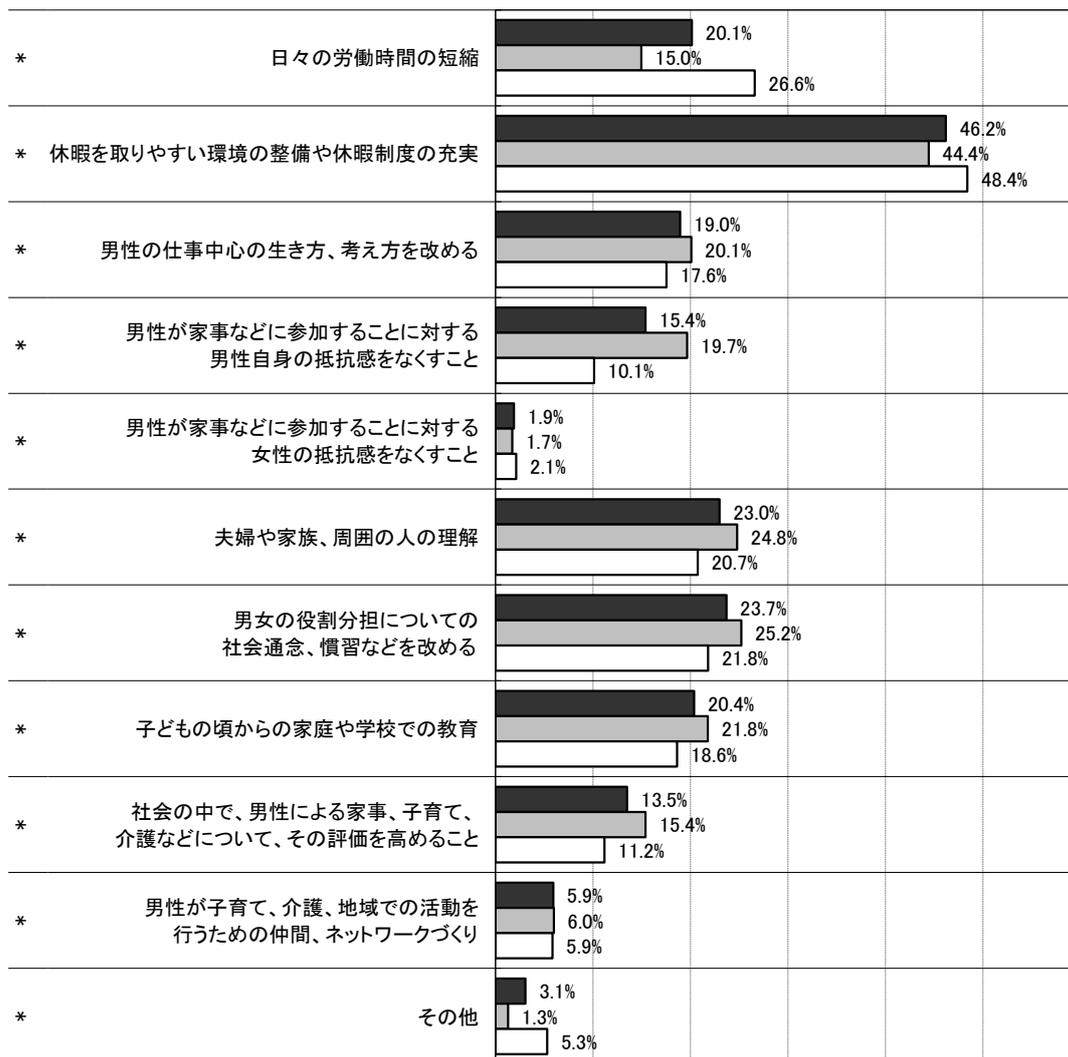
■図表 20：男性は外で働き、女性は家庭をまもるべき？ ※ 資料：市民意識調査



■図表 21：男性の家事や子育て、介護、地域活動への参加を進めるために必要なこと ※資料：市民意識調査

※資料：市民意識調査

■全体 □女性 □男性



施策1 家庭生活における男女共同参画の推進

施策名		概要	担当課
1	男性の家庭生活への参加の促進	家庭生活において、男女がともに家事や育児、介護に取り組むよう意識啓発を行います。	生活安全課
2	男性の子育て参加の促進	両親学級や男性のための育児教室を開催し、生活習慣の見直しや、親になる心構え、父親の育児参加など意識向上に努めます。	健康づくり課 社会教育課
3	市男性職員の育児参加の促進	子どもの出生時における父親の配偶者出産休暇や男性の育児参加のための休暇・休業について、職員に対する意識啓発を行うとともに、取得しやすい職場環境づくりに努めます。	秘書課
4	男性の介護の担い手としての自覚の醸成	介護サービス等に関する情報を提供するとともに、介護に対する心構えや知識の普及に努めます。	高齢福祉課
5	学校における懇談会や通信等を通じた啓発	PTA 懇談会や通信等により、人権尊重、男女平等の立場から啓発を行います。	学校教育課 教育研究所

施策2 子育てへの支援

施策名		概要	担当課
1	親子の健康管理と育児に関する相談事業の充実	乳幼児健診時に親子の健康状態の把握と、生活面、栄養面、歯科保健、予防接種等、育児全般についての保健指導、育児相談を行います。同時に育児家庭の孤立や虐待の防止・早期発見に努めます。	健康づくり課 社会福祉課
2	保育サービスの充実	病後児保育、一時預かり等、多様な子育て支援のニーズに対応するため、保育サービスの充実に努めます。	社会福祉課
3	放課後児童クラブへの支援	仕事等で保護者が家庭にいない児童の居場所となる「放課後児童クラブ」の安定した運営の支援に努めます。	社会福祉課
4	地域子育てサポートシステムづくりの推進	子育てに係る相談、助言、情報提供等の支援をするとともに、地域の人材を活用し、一時保育を支援するファミリー・サポート・センター [※] の充実を図ります。また、サポート提供会員を増員するため、子育て支援団体や地域団体との連携を図ります。	社会福祉課
5	ひとり親家庭の経済的自立の支援	児童扶養手当の支給や生活資金の貸付、福祉医療費の助成等の経済的支援と、自立に向けた訓練や講座等の就労支援を行います。また制度に関する周知や、関係課の間での情報共有と連携強化を図ります。	社会福祉課 保険年金課
6	ひとり親家庭に対する相談事業の充実	家庭児童相談員による養育指導や助言を行うとともに、複雑な事案については、適切に他の支援機関へつなぎ、連携して支援を行います。	社会福祉課
7	子育て・家庭教育講座、親子交流、世代間交流事業等の開催	文化センターや公民館、児童館等で、親子がそろって参加できる講座や行事、子どもと高齢者の交流できる事業を実施します。	社会教育課 社会福祉課 各公民館

8	小児救急体制と産科の整備支援	将来、東濃厚生病院で、小児科医、産科医として勤務を希望する医学生に奨学金を貸し付け、医師の確保に努め、安心して産み育てることができる環境を整備します。	健康づくり課
---	----------------	---	--------



「ファミリー・サポート・センター」とは？
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との連絡、調整を行う機関です。市内の一部の子育て支援センターで受付をしています。

施策3 介護への支援

施策名		概要	担当課
1	介護保険制度の周知と相談窓口の充実	介護者を孤立させず、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度を広く周知するとともに、相談窓口の充実を図ります。	高齢福祉課
2	介護保険サービスの充実	介護サービスに関するアンケート調査を行い、様々なニーズに対応できるよう、サービスの充実を図ります。	高齢福祉課
3	介護保険外のサービスの充実	介護予防サービスや自立して暮らし続けるための生活支援（配食等）の充実を図ります。	地域包括支援センター
4	介護教室・講座の開催	介護の知識や技術が身につく介護教室等を開催します。特に男性が介護の担い手としての自覚を持ち、主体的に介護にかかわれるよう講座の充実を図ります。	高齢福祉課
5	介護予防教室の充実	介護予防教室等を開催し、高齢者が自身の健康管理に留意し、自立した生活をできるだけ継続できるよう意識づけを図ります。	地域包括支援センター
6	介護者同士の交流の促進	介護者同士の交流の場「介護者の集い」において、介護に関する相談や情報収集、情報交換の場の提供だけでなく、孤独感の解消や気分転換（リフレッシュ）など、介護者の精神的なストレスを軽減する機会の提供に努めます。	高齢福祉課

施策4 高齢者への支援

施策名		概要	担当課
1	高齢者の生きがいづくり支援	学習活動の推進、高齢者の就労支援、学校や生涯学習の場での活用等、高齢者が知識や経験を活かして、仕事や趣味、スポーツ等生きがいを持って活動できる環境の整備を推進します。	高齢福祉課 社会教育課 各公民館 学校教育課
2	相談事業の充実	「地域の身近な相談窓口」としての機能を充実させ、事業の周知を図ります。	地域包括支援センター
3	高齢者虐待防止に向けた啓発の促進	広報紙や市ホームページ等で、高齢者虐待に関する情報提供や相談窓口の周知等を行い、地域ぐるみで高齢者や介護者を見守る意識づくりを推進します。	地域包括支援センター

課題③：働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

【瑞浪市女性活躍推進計画】

<現状と課題・今後の方向性>

労働力人口の減少により、今後は女性や高齢者など、多様な人材の活躍が不可欠となります。しかし、現在の長時間労働を前提とした働き方、育児休業などの休暇制度の取得について、「気兼ねする」「周囲からの理解が得られない」といった就労環境では、育児や介護、地域活動への参加など、仕事以外の役割を果たすのは、非常に困難です。また、長時間労働により心身の健康を損なう心配もあります。

日本では固定的な性別役割分担意識により、出産を機に退職する女性が約6割にのぼり、再就職を希望した場合には、非正規雇用※とならざるを得ない場合も多くあります。非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえることで、能力発揮を促進するという積極的な側面もあります。しかしながら、経済的困難に陥りやすい要因の一つとなるほか、正規雇用との待遇の格差が男女間の格差の一因となっているなどの問題もあります。



「非正規雇用」とは？

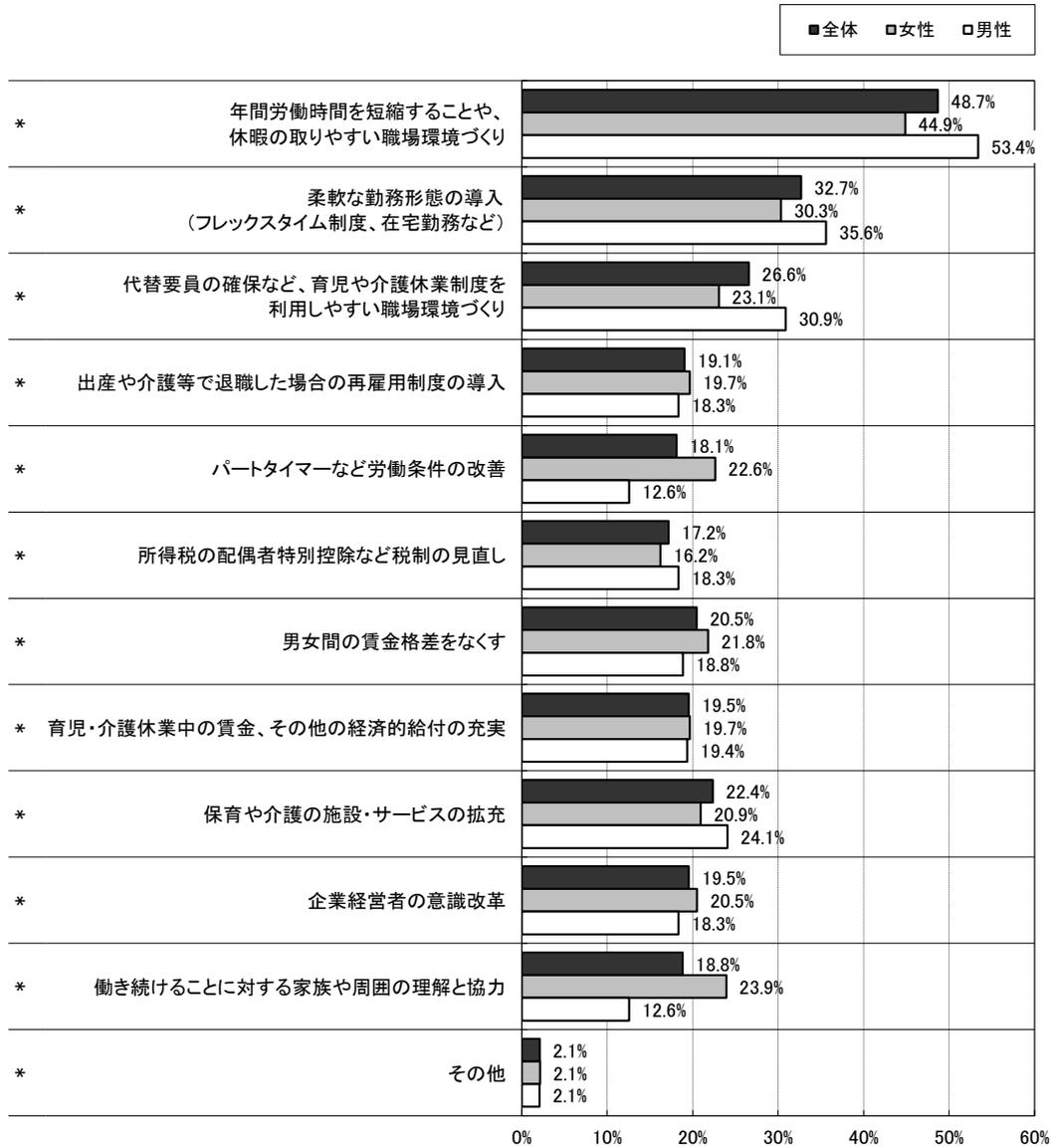
正社員以外の雇用のこと。具体的には、契約社員、嘱託社員、準社員、臨時社員、季節社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、請負社員などをさします。一言に「非正規雇用」といっても、フリーターや高齢者の再雇用、家計の補助などを目的にパートとして働く人や、学生のアルバイトなど、その様子は様々です。

意識調査では「仕事と家庭を両立するために必要な条件」として、半数近くの人が「年間労働時間を短縮することや休暇の取りやすい職場環境づくり」をあげ、それ以外にも「柔軟な勤務形態の導入」や「代替要員の確保など、育児や介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」など、職場環境に関する条件が多くありました。(図表 22)

事業者としても、労働力人口の減少や、消費者ニーズの多様化、変化する社会経済情勢に対応していく必要に迫られており、女性や高齢者など多様な人材の活用と、多様で柔軟な働き方の選択肢を提供することが必要不可欠となります。

市としても、事業者と就業者に対して、雇用環境の改善や働き方の見直しに関する啓発が必要であると考えています。また、「保育や介護の施設・サービスの拡充」についての需要も高いことから、多様なニーズに対応できるように努めます。

■ 図表 22 : 仕事と家庭を両立するために必要な条件は？ ※資料：市民意識調査



施策1 事業者等への働きかけ

施策名	概要	担当課
1 事業主を対象とした講座の開催	商工会議所等と連携して雇用管理上の義務や、職場慣行の見直し、女性の能力に対する偏見の解消等に関わる講座を開催します。	商工課
2 労働環境の整備に関する啓発の実施	労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進、また育児・介護休業法やフレックスタイム制度等の周知など、労働環境の整備について啓発を実施します。	商工課
3 次世代育成支援対策推進法の周知と積極的な取り組みの促進	事業者等に一般事業主行動計画 [※] に関する必要な情報提供を行います。	商工課
4 非正規雇用における雇用環境の整備に向けた啓発	関係機関と連携し、パートタイム労働法 [※] の周知など、雇用環境の整備の必要性について啓発します。	商工課
5 管理職等への女性の登用促進	企業や団体等に対し、女性の能力開発、活用、管理職等への登用を促進するよう啓発を進めます。	商工課
6 実質的な処遇格差解消の推進	雇用の分野における男女の賃金、採用、配置、昇進等の格差解消に向けた啓発を行います。	商工課
7 健康管理に関する啓発の実施	就業者の健康管理の重要性について、商工会議所などを通じて事業者へ啓発を行います。	健康づくり課 商工課

「一般事業主行動計画」とは？

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間、②目標、③目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。



「パートタイム労働法」とは？

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」のこと。少子高齢化、労働力人口減少社会において、短時間労働者が能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するために制定された法律です。(平成20年4月改正・施行)

施策2 女性の就労支援

施策名	概要	担当課
1 女性の就業・再就職等への支援	商工会議所等の関係機関と連携して、女性の就業・再就職等に関する情報を提供します。	商工課
2 女性の起業支援	融資制度等の情報提供、セミナーを開催し起業予定者を支援します。	商工課
3 母性健康管理指導事項連絡カード [※] の利用促進	母性健康管理指導事項連絡カードの利用の周知に努めます。	健康づくり課

4	商工業に携わる女性への支援	パンフレット等により、商工業に携わる女性の就業環境の向上や家庭における男女共同参画を推進します。	商工課
5	農業に携わる女性組織への支援	地元産農産物を使用した加工品を製造する等の活動を行う団体を支援し、農業分野における女性の活動の活発化を図ります。	農林課



「母性健康管理指導事項連絡カード」とは？

妊娠中・出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項や必要な措置を、事業主が正確に知るためのカードです。男女雇用機会均等法では、事業主に対して、妊娠中及び出産後の女性労働者に必要な母性健康管理の措置の実施を義務づけています。

施策3 男性の働き方の見直し

施策名		概要	担当課
1	長時間労働を前提とした働き方の見直しに関する啓発	広報紙や、チラシ、パンフレット等で長時間労働の抑制や、男性の職場中心のライフスタイルからの転換について啓発します。	商工課
2	年次有給休暇の取得、育児・介護休業制度等の利用促進	広報紙やチラシ、パンフレット等で、労働関係法等の周知を行い、意識づけを図ります。	商工課

第3章

数值指標一覽

数値指標一覧

基本目標1. 『人権が尊重されるまち みずなみ』の実現

	課題	指標	担当課	現状値 平成29年度	目標値 平成35年度
1	1	社会全体について、男女が平等だと感じている人の割合（市民意識調査）	生活安全課	17.8%	30.0%
2	1	社会通念・慣習・しきたりについて、男女が平等だと感じている人の割合（市民意識調査）	生活安全課	15.4%	25.0%
3	2	DVの相談窓口を知っている人の割合（市民アンケート）	社会福祉課	16.6%	67.0%
4	3	国民健康保険特定健康診査受診率	保険年金課	33.0%	60.0%
5	3	健康づくり課が実施する乳がん検診の受診率	健康づくり課	19.4%	50.0%
6	3	スポーツ教室の開催数（年）	スポーツ文化課	4教室	10教室

基本目標2. あらゆる分野における男女共同参画の推進

	課題	指標	担当課	現状値 平成29年度	目標値 平成35年度
1	1	各種附属機関等における女性委員の割合	生活安全課	29.2%	35.0%
2	1	市職員の係長以上の役職者に占める女性の割合（一般行政職）	秘書課	23.3%	30.0%
3	1	自治会長に占める女性の割合	生活安全課	0.0%	10.0%
4	2	まちづくり推進会議の理事・評議員に占める女性の割合	生活安全課	20.1%	20.0%
5	2	女性の瑞浪市防災リーダー認定数（累計）	生活安全課	26人	50人
6	2	防災会議委員に占める女性の割合	生活安全課	8.0%	30.0%

基本目標3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

	課題	指標	担当課	現状値 平成29年度	目標値 平成35年度
1	1	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の認知度	生活安全課	---	40.0%
2	2	市男性職員における妻の出産に伴う休暇の取得率	秘書課	70.0%	100.0%
3	2	市男性職員における妻の産前・産後の子どもの養育のための休暇の取得率	秘書課	0%	100.0%
4	2	「両親学級」の参加率（妊婦数に対する両親の参加率）	健康づくり課	16.8%	30.0%
5	2	保育施設における男性保護者向け、子育て教室（両親対象）の参加者に占める男性保護者の割合（年）	社会福祉課	20.5%	50.0%
6	2	ファミリー・サポート会員（サービス提供者）の登録人数（地域子育てサポートシステムの充実）	社会福祉課	37人	64人
7	2	認知症サポーター養成講座※受講者数（年）	地域包括支援センター	3,754人	4,500人
8	2	介護予防教室の開催回数	地域包括支援センター	231回	350回
9	3	職場について、男女が平等だと感じている人の割合（市民意識調査）	生活安全課	31.1%	40.0%
10	3	事業者を対象とした講座の開催回数（働きやすい職場づくりに関する意識啓発）（年）	商工課	0回	1回



「認知症サポーター養成講座」とは？

認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう地域の理解者を養成する講座のことです。

